

# 戦没者の御遺骨を発見した場合ご協力のお願い

## I 【御遺骨を収容する仕組みについて】

沖縄においては、地域の方々が御遺骨を発見した場合は、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターが御遺骨を収容する仕組みが構築されています。

## II 【御遺骨を調査するにあたっての留意事項】

御遺骨の調査にあたる方（ボランティアの方など）は、次の点にご留意ください。

- ① 地主の方には、遺骨調査の実施について承諾を得る必要があります。
- ② 沖縄においては、地域の方々が大切にしている場所（拝所など）もありますので、事前に地域の区長等に戦没者の遺骨調査を実施してよいか確認する必要があります。
- ③ 市町村の教育委員会へ連絡し、遺骨調査予定地について、戦争遺跡（文化財遺跡）の有無を確認のうえ、その指示を受ける必要があります。
- ④ 戦没者の御遺骨ではなく沖縄に古来からある自然壕を利用したお墓の御遺骨の可能性がありますので、事前に、教育委員会や地域の区長等へ確認する必要があります。

## III 【御遺骨を発見した場合の留意事項】

- ① 御遺骨を発見した場合は、警察「110番」及び市町村の援護担当主管課へご連絡ください。その際は、御遺骨の発見状況のメモと記録写真の撮影をお願いします。
  - ※ 発見した御遺骨の事件性の有無を確認する必要がありますので、まずは警察へ連絡し、警察官の指示に従ってください。
  - ※ 御遺骨に素手で触れることによって、触れた方のDNAが付着し、後に行われる身元特定のためのDNA鑑定に著しい影響が生じる場合があります。御遺骨には素手で触れないよう、お願いします。
  - ※ 御遺骨と一緒に遺留品も発見した場合は、遺留品の写真と、御遺骨と遺留品の位置関係がわかる写真をそれぞれ撮影してください。
- ② 不発弾を発見した場合は、手を触れずに警察「110番」へ連絡してください。
- ③ 市町村から戦没者遺骨収集情報センターに連絡がなされますので、発見時の状況について、同センター職員の聞き取り調査にご協力ください。
  - ※ 戦没者の御遺骨は同センターの職員によって収容され、同センターの仮安置室に搬送されます。

## IV 【ボランティア団体等支援を希望する場合】

支援を希望する場合は、事前に戦没者遺骨収集活動補助金申請書を沖縄県又は戦没者遺骨収集情報センターへ申請を行ってください。

### お問い合わせ・連絡先

沖縄県子ども生活福祉部

保護・援護課

電話：098-866-2428

公益財団法人沖縄県平和祈念財団

戦没者遺骨収集情報センター

電話：098-997-4123